わからないことがありましたらこちらまで
受付時間：午前８時30分～午後５時15分まで
（土・日・祝日を除く）

廃棄物対策課（上田クリーンセンター内）☎22－0666
丸子地域自治センター　市民サービス課　☎42－1054
真田地域自治センター　市民サービス課　☎72－0154
武石地域自治センター　市民サービス課　☎85－2827

クリーンセンターへ持ち込むもの

【燃やせる粗大ごみ】

●そのままの形で指定袋に入らないものも、分解、切断、折り曲げなどにより、指定袋に入れることができれば、ごみ集積所に出すこともできます。
●金属部品、ガラス等はできるだけ取り除いてください。
●中身の見えない袋、ダンボール箱での持ち込みはできません。
●引越しや大掃除などで一時的に大量に出る燃やせるごみは、クリーンセンターに直接運び込んでください。
●処理料金等は裏面をご覧ください。

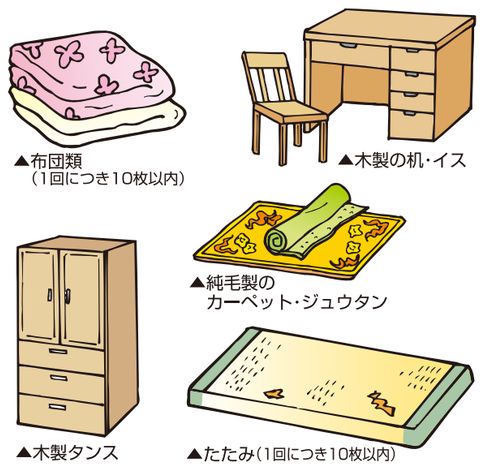

廃棄物処理業者等で処理してもらうもの

【燃やせない粗大ごみ】

●燃やせない粗大ごみは、直接廃棄物処理業者に持ち込んでください。（処理費がかかります）
●そのままの形で指定袋に入らないものも、分解、切断、折り曲げなどにより、指定袋に入れることができれば、ごみ集積所に出すこともできます。

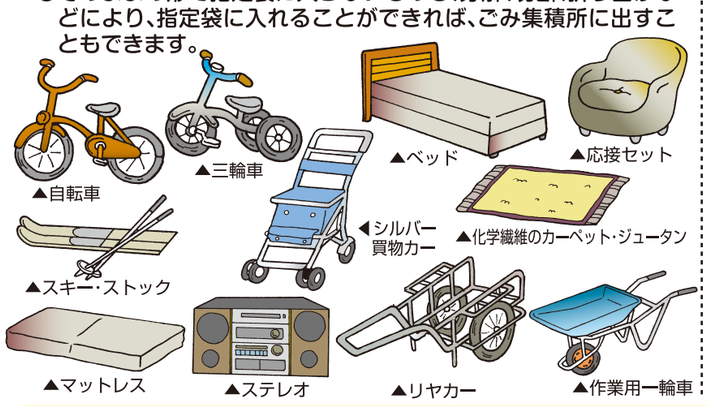

【テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機】

●家電リサイクル法により、買ったお店、または買い換えるお店が引き取るようになります。（処理費がかかります）

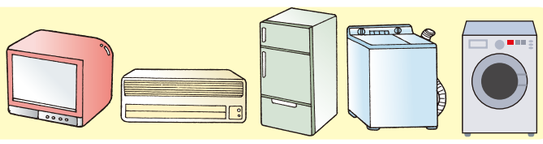

【パソコン】

●メーカー製のパソコンは、製造メーカーや販売店による引取りになります。（処理費がかかります）
●平成15年10月以降に購入したパソコンは、購入費に処理費が含まれています。
●メーカーが不明、不存在の場合はパソコン3R推進センター（TEL03-5282-7685）へご相談ください。

【オートバイ（二輪車）】

●廃棄二輪車取扱店または二輪車リサイクルコールセンター（TEL050-3000-0727）へご相談ください。（リサイクル料金は無料です。）

【市で受け入れないごみ】

廃棄物処理業者、販売店等にご相談ください。

その他、市が不適当としたごみ

ルールを守って住みよいまちに！

ルール違反ごみは収集できません！

●**指定袋以外**
上田市が指定する袋以外でごみ集積所に出された場合。
●**分別が悪い**
燃やせるごみ、燃やせないごみが一緒になっている場合。
●**水切りが悪い**
生ごみの水切りが悪い場合。
●**荷造り不完全**
ごみ袋の口がきちんと結ばれていないなど、荷造りが悪い場合。
●**粗大ごみ**
指定袋に入らないものは粗大ごみになります。粗大ごみはごみ集積所には出せません。
●**無記名**
指定袋に自治会名・氏名（フルネーム）の記入がない場合。
●**事業所ごみ（小規模事業者のみ）**
小規模事業者専用の燃やせるごみ指定袋により出されたもの以外は収集しません。事前に自治会長の承諾及び市への申請が必要です。
●**多量ごみ**
引越しなどで一時的に多量に出たごみは集積所に出せません。
１回に出せる指定袋の数は２袋までです。（引越の際は4袋まで出すことができます。）

ごみ集積所へ出すもの

【燃やせるごみ】　燃やせるごみ指定袋（青色刷）で出してください。

（台所ごみ）
●よく水切りしてください。
●生ごみはできるだけたい肥として土に還元しましょう。

（紙くず）
●リサイクルできる紙はできるだけ分類して資源回収へ

（本皮類・布類）

（枝木・木くず）
●袋に入れることが困難な場合は、長さ70㎝以内、直径30㎝以内（1本の太さ8㎝以内）に束ね、記名した燃やせるごみ指定袋「大」を縛り付けてください。

（その他）

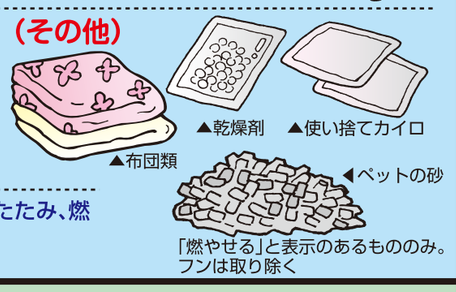

■布団類について１回に出せるのは、１枚のみです。小さく折りたたみ、燃やせるごみ指定袋「大」を縛り付けてください。
■マットレスは「燃やせない粗大ごみ」になります。

【マーク付プラスチック】　マーク付プラスチック指定袋（緑色刷）で出してください。

●食品の残りかすなど、汚れているものは洗う、ふき取るなどしてきれいにして、乾かしてから指定袋にいれてください。
●容器等自体にはマークが付いていない場合もあります。
●袋を二重にしないでください。レジ袋などに入れず、指定袋に直接入れましょう。

【燃やせないごみ】　燃やせないごみ指定袋（赤色刷）で出してください。

（金物類）

●小型の電気製品で指定袋に入るものは燃やせないごみとして出せます。
●電池は抜いて「有害ごみ」へ。●石油ストーブの石油と電池は抜いてください。

（合成皮革・ゴム・プラスチック製品）

（ガラス・陶磁器類）

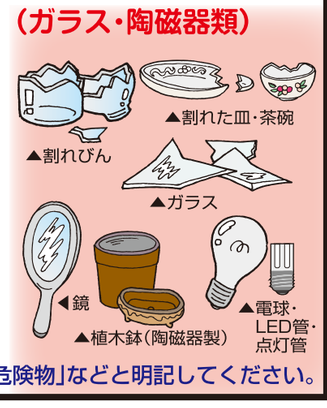

●刃物、割れガラス等は紙に包んで「危険物」などと明記してください。

資源物回収所へ出すもの

紙　類

●種類別に、ひもで十文字にしばって出してください。
●小さなものは、束ねた紙の間にはさんで出してください。
●ガムテープや針金でしばらないでください。

（新聞紙・チラシ）

新聞紙と広告チラシは一緒でよい

（雑誌）

なるべく同じ大きさのものを束ねる

（紙パック）

▲水洗いをし、切り開き、乾かしてから束ねる
▲内側が銀色の紙パックは「燃やせるごみ」へ

（ダンボール）

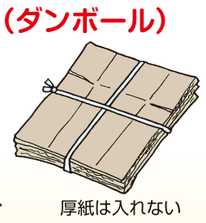

厚紙は入れない

（雑がみ）
ティッシュペーパーや菓子などの紙箱、包装紙、古封筒、ラップやトイレットペーパーの芯、パンフレット、メモ用紙、プリント類など

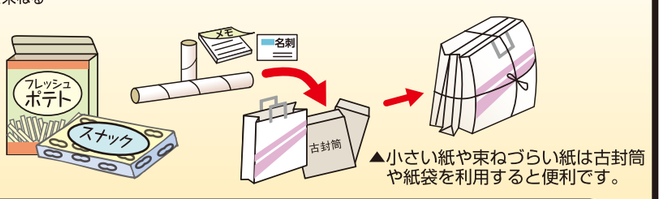

▲小さい紙や束ねづらい紙は古封筒や紙袋を利用すると便利です。

●回収できないもの　【次のものは、燃やせるごみとして出してください】
■加工してある紙類（カーボン紙、ろーびき紙、ビニール（防水）加工紙、金紙・銀紙の防水加工紙、油紙、感熱紙、感圧紙、FAX用紙、内側が銀色の紙パック）
■ベンキ、油などで汚れたもの

布　類

●洗濯後、ひとまとめにして、濡れないよう中身が見える袋に入れる

●回収できないもの
【次のものは、燃やせるごみとして出してください】
■右記の布類17品目以外の布類　（毛布、カーテン、背広、スキーウェア、ジャンパー、下着、くつ下、裁断された布等）
■ベンキ、油などで汚れたもの

布類は綿混入のもので、次の17品目です
Yシャツ・Tシャツ・ブラウス・カジュアルシャツ・エプロン・シーツ・布団カバー・こたつ布団上カバー・手ぬぐい・トレーナー・ベビー服・座布団カバー・ポロシャツ・パジャマ・タオル・ゆかた・ふろしき

びん

●ビールびん、一升びんは小売店に返却しましょう。
（繰り返し使用できるため）

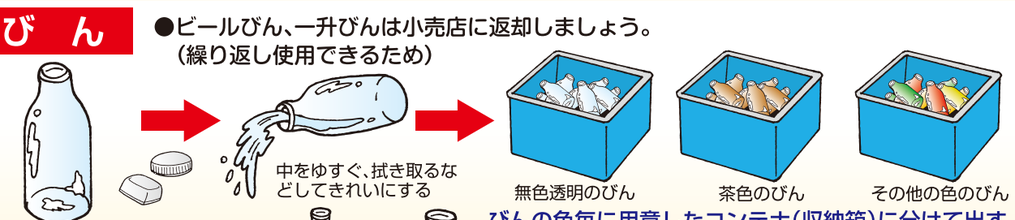

びんの色毎に用意したコンテナ（収納箱）に分けて出す

金属製のキャップは「燃やせないごみ」へ、プラスチック製のキャップは「マーク付プラスチック」へ

●回収できないもの　【次のものは、燃やせないごみとして出してください】
■割れたびん、陶器製のびん、乳白色のびん、ガラス製食器、窓ガラスなど ※農薬・劇薬のびんは販売店にご相談ください。

缶

●飲料用、食品用、飲み薬用、缶詰のふた、自動車のオイル類の缶等が対象です。
●スチール缶、アルミ缶はいっしょに出してください。

●回収できないもの【次のものは、燃やせないごみとして出してください】
■一斗缶、ペール缶、ベンキの入っていた缶、ボトル缶のキャップ、ペットフードのアルミ製容器

ペットボトル

キャップとラベルは「マーク付プラスチック」へ

●「PET」表示されている飲料類（ジュース、ウーロン茶、スポーツ飲料等）、酒類（日本酒、焼酎、みりん等）、醤油の入った容器が対象です。
●スーパーでも回収しています。

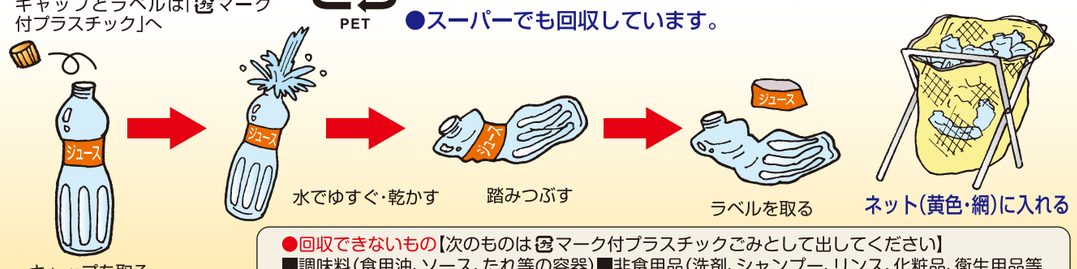

●回収できないもの【次のものはマーク付プラスチックごみとして出してください】
■調味料（食用油、ソース、たれ等の容器）■非食用品（洗剤、シャンプー、リンス、化粧品、衛生用品等の容器）

有害ごみ

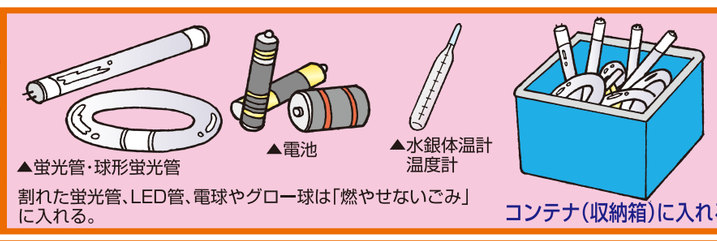

割れた蛍光管、LED管、電球やグロー球は「燃やせないごみ」に入れる。

◎ボタン電池は、できるだけ販売店のボタン電池回収箱へ返す。
◎小型充電式電池【（リサイクルマーク）】が目印）は、できるだけ販売店のリサイクルボックスへ返す。

危険ごみ

※火災予防のため、必ず使い切って出す
（発火事故防止のため、穴は開けなくても構いません）

再生紙を使用しています　PRINTED WITH SOY INK